

インターネット上の違法・有害コンテンツ対策

		米 国		E U			韓 国		日 本		
		個人的法益	個人的法益 社会的法益	個人的法益 社会的法益	個人的法益 社会的法益	個人的法益 社会的法益	個人的法益	社会的法益	個人的法益	社会的法益	
違法コンテンツ対策	違法情報対策の対象	著作権侵害	他人を不快にし、虐待する等の目的による、わいせつな、淫らな等の論評、画像等の通信	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	公衆向けオンライン通信サービスによる違法性のある行為及び状況	利用者のために保存する違法な行動又は情報	自由民主主義的な基本法に反するもの、民族差別、公共の平和の妨害等	私生活の侵害又は名誉毀損等の権利侵害	わいせつ、国家機密漏洩、犯罪目的情報等	権利侵害
	民事上の責任に関する規定の内容	プロバイダは、利用者が提供した素材の蓄積等が著作権侵害を生ずる場合、申立に基づき削除等の措置をとれば、著作権侵害に対する責任が免除される。(著作権法)	プロバイダは、情報の発行者・代弁者として扱われない。プロバイダは、わいせつ等のコンテンツに対してとったアクセス制限等の措置の責任を問われない。(連邦通信法)	プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについての責任を負わない。(加盟国の確保すべき措置)(電子商取引指令)	プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについての金銭上の責任を負わない。(電子商取引施行規則2002)	プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、通知を受けて速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについての民事責任を問われない。加入者に対し、フィルタリングツールを提供する義務あり。(デジタル経済法)	プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについての責任を負わない。(テレメディア法)		プロバイダは、コンテンツによる個人の権利侵害があった場合に、要請により速やかに削除等の措置をとらなければならない。これにより賠償責任が減免される。(情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律)		プロバイダは、コンテンツによる権利侵害を認識しているときを除き賠償責任なし。 プロバイダは、必要な限度の情報送信防止措置による損害に賠償責任なし。 コンテンツ流通により権利侵害を受けた者は、プロバイダに発信者情報の開示を請求可能。(プロバイダ責任制限法)
	刑事上の責任に関する規定の内容		わいせつな通信を行った者は、罰金・禁固に処す。 プロバイダは、情報の発行者・代弁者として扱われない。(連邦通信法)		上記の場合、プロバイダは、刑事上の責任を負わない。(電子商取引施行規則2002)	上記の場合、プロバイダは、違法コンテンツについての刑事罰に問われない。(デジタル経済法)		不適切なコンテンツの禁止。 (放送とテレメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年の保護に関する州際協定)	不法情報の流通禁止及びプロバイダに対する取扱い停止命令。 (情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律)	不法情報の流通禁止及びプロバイダに対する取扱い停止命令。 (情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律)	
	その他				(プロバイダの自主的対策として、違法情報の通報・判断を行う機関を設置。)				大規模プロバイダ等に対し、本人確認手続きを義務づけ。		(インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン作成等。)
有害コンテンツ対策	有害情報対策の対象			性別、人種、宗教等に基づく憎しみを扇動するようなもの。 未成年者に対して道徳的もしくは身体的に有害なもの。		青少年に対するポルノの提供等	人間に対する残酷な行為、非人間的な暴力行為を賛美するもの 戦争を賞賛するもの ポルノグラフィティ、あるいは児童や青少年の性的な悪用(仮想描写を含む)等の不適切なコンテンツ。	恐怖心又は不安感を誘発する映像等を反復する内容の情報 データ、プログラム等を毀損、偽装等する内容の情報 青少年有害媒体物を表示義務等を履行せずに営利目的で提供する内容の情報等の不法情報。			
	規定の内容			視聴覚コマース通信の有害情報の禁止等。 未成年者の保護措置を講じる義務等。(加盟国の確保すべき措置)(視聴覚メディアサービス指令(案))		加入者に対し、フィルタリングツールを提供する義務あり。(デジタル経済法)	上記の不適切なコンテンツとして禁止。 プロバイダに対し、青少年に有害なコンテンツを青少年保護プログラムへ登録することを義務づけ。 (放送とテレメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年の保護に関する州際協定)	不法情報の流通禁止。 プロバイダに対し、不法情報の取扱い停止を命令できる。 プロバイダは、アクセス制限等なしに青少年有害媒体物が掲載等されている場合、速やかに削除しなければならない。これにより賠償責任が減免される。 (情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律)			
	その他	(携帯電話事業者団体により、コンテンツを分類して提供するためのガイドライン作成。)			(携帯電話事業者により、迷惑通信等への対策の行動規範を作成。)	(携帯電話事業者団体により、児童保護のための憲章を作成。)	青少年メディア保護委員会のガイドラインで年齢認証等の必要性を規定。 (携帯電話事業者行動規範による自主規制。)			(インターネット・ホットラインセンターにおけるホットライン運用ガイドラインの作成等。)	